



令和 8 年熊本地震で被災された方へ公営住宅を提供します

令和 8 年熊本地震の被災者支援の一環として、養父市では 2026 年 8 月 10 日（月）から公営住宅の提供を行っています。令和 8 年熊本地震で被災した方を対象としており、住宅使用料と敷金を免除します。（家具、家電、水道光熱費等は使用者負担となります）

被災地域の方々が心地よい住環境で新しい一歩を踏み出せるよう、全力でサポートします。



あららぎ団地（養父市吉井）



ちやどう
茶堂団地（養父市八鹿町九鹿）

対象者	令和 8 年熊本地震で住宅が被災した方
提供可能住宅	全 4 戸（2026 年 8 月 20 日現在） あららぎ団地（3LDK） 2 戸（養父市吉井 155） 茶堂団地（3LDK） 2 戸（養父市八鹿町九鹿 690-10） ※提供可能住宅や戸数については 2026 年 8 月 20 日（木）時点のものです ※今後の入退去状況に合わせ、提供可能住宅は都度変更します。
住宅使用料等	住宅使用料・敷金は免除 ※引越し費用、光熱費等は自己負担
提供期間	2026 年 8 月 10 日（月）から原則 6 カ月以内（最長 1 年まで延長可能） ※被災者の自宅が復旧されるか、仮設住宅等の住環境が整うまでの期間、一時的な住居としての利用を想定しています。
申込方法	土地利用未来課までお問い合わせください（電話：079-664-1410） 必要書類については郵送・FAX・メール等で受付します。 【郵送先】〒667-0198 兵庫県養父市広谷 250-1 養父市土地利用未来課宛 【FAX】079-664-0302 【メール】tochimirai@city.yabu.lg.jp
必要書類	身分証明書（運転免許証、マイナンバーカードなど）、り災証明書
その他	住宅内に家具・家電製品・照明器具・ガス器具などの設備はありませんので、各自で準備していただく必要があります。

【問合せ】

まち整備部 土地利用未来課 課長：藤森 由浩 担当者：中山 翔太
電話：079-664-1410